

埼玉医科大学短期大学の学生に対するハラスメント等防止規則

改正 平成 24 年 11 月 16 日

平成 30 年 11 月 16 日

令和 6 年 11 月 22 日

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、学校法人埼玉医科大学ハラスメント等防止規程（平成 12 年 11 月 18 日制定。以下「法人ハラスメント等防止規程」という。）第 10 条の規定に基づき、埼玉医科大学短期大学に在籍する学生（以下「学生」という。）に対するハラスメント等の防止及び排除のための措置並びにハラスメント等に起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、使用する用語の定義は、法人ハラスメント等防止規程の定めるところによる。

(教職員及び学生の責務)

第 3 条 教職員及び学生は、この規則に定めるもののほか、法人ハラスメント等防止規程その他別に定める「ハラスメント防止のために教職員が認識すべき事項」及び「ハラスメント等防止のために学生が認識すべき事項」に従い、ハラスメント等の問題を起こし、又は他者が行うハラスメント等を容認してはならない。

(苦情相談)

第 4 条 短期大学事務部に、学生からのハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「相談等」という。）に対応するための相談窓口を設置する。

- 2 前項の相談窓口は、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）複数名を置く。
- 3 相談員は、短期大学学生部委員会（以下「委員会」という。）の委員のうちから学長が指名する者をもって充てる。
- 4 学生は、第 1 項の相談窓口のほか、法人ハラスメント等防止規程第 5 条第 1 項の全学の相談窓口にも相談等を行うことができる。

(学長への報告)

第 5 条 委員会の委員長は、学生がハラスメント等により著しく学修機会及び教育環境が害され、又は不利益を受けた場合には、学長に報告するものとする。

(雑 則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、ハラスメント等の防止及び排除のための措置等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 16 日）

この規則は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 11 月 16 日）

この規則は、平成 30 年 11 月 16 日から施行する。

附 則（令和 6 年 11 月 22 日）

この規則は、令和 6 年 11 月 30 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。